

行政書士法施行規則の一部改正

【改正の理由】

- 1 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 124 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき改正するもの。
- 2 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 61 号）附則第 2 条の規定に基づき改正するもの。

行政書士法施行規則の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第 3 条を削り、第 3 条の 2 を第 3 条とする。

第 12 条の 3 中「第 3 条の 2 第 2 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

附則

この省令は、公布の日（平成 17 年 3 月 31 日）から施行する。

附則

この省令は、行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 61 号）の施行の日（平成 17 年 4 月 1 日）から施行する。

行政書士法施行規則の一部改正
新旧対照条文

改正案	現 行
<p>(欠格事由)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款又は寄付行為及び<u>登記事項証明書</u>二～十二 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(報酬)</p> <p>第3条 1～2 (略)</p> <p>(行政書士に関する規定の準用)</p> <p>第12条の3 第2条の14、第3条第2項及び第4条から第11条までの規定は、行政書士法人について準用する。この場合において、第2条の14第2項中「法第14条の規定により業務の停止の処分を受けたときは」とあるのは「法第14条の2の規定により業務の全部の停止の処分を受けたときは」と読み替えるものとする。</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款又は寄付行為及び<u>登記簿の謄本</u>二～十二 (略)</p> <p>(電磁的記録による備付け及び保存)</p> <p>第3条 法第9条(法第13条の17において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の備付け及び保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第3条の2 1～2 (略)</p> <p>(行政書士に関する規定の準用)</p> <p>第12条の3 第2条の14、第3条の2第2項及び第4条から第11条までの規定は、行政書士法人について準用する。この場合において、第2条の14第2項中「法第14条の規定により業務の停止の処分を受けたときは」とあるのは「法第14条の2の規定により業務の全部の停止の処分を受けたときは」と読み替えるものとする。</p>